

## 中華人民共和国知的財産権税関保護条例

(2003年12月2日付けの中華人民共和国国務院令第395号にて公布され、2010年3月24日)付けの「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」の改正に関する国務院の決定」に従って第1回の改正を行い、2018年3月19日付けの「国務院による一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定」に従って第2回の改正を行った)

### 第一章 総則

**第一条** 税関による知的財産権保護を実施し、対外経済貿易及び科学技術・文化の交流を促進し、公共利益を維持するために、「中華人民共和国税関法」に従い、本条例を制定する。

**第二条** 本条例にいう税関による知的財産権保護とは、税関が輸出入貨物に関連しかつ中華人民共和国の法律、行政法規の保護を受ける商標専用権、著作権及び著作隣接権、専利権(以下、「知的財産権」と総称する)に対して実施する保護をいう。

**第三条** 国家は知的財産権を侵害した貨物の輸出入を禁じる。

税関は関連法律及び本条例の規定に従って知的財産権保護を実施し、「中華人民共和国税関法」に規定する関連権力を行使する。

**第四条** 知的財産権の権利者は税関に知的財産権保護の実施を請求する場合、税関に保護措置を講じるよう申し立てなければならない。

**第五条** 輸入貨物の荷受人又はその代理人、輸出貨物の荷送人又はその代理人は、国家の規定に従い、輸出入貨物に関する知的財産権状況を税関に報告するとともに、関連証明書類を提出しなければならない。

**第六条** 税関は知的財産権保護を実施するにあたって、関係当事者の営業秘密を守らなければならない。

### 第二章 知的財産権の届出

**第七条** 知的財産権の権利者は本条例の規定に従い、その知的財産権の届出を海関総署に申請することができる。届出を申請する場合は、申請書を提出しなければならない。申請書には次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

(一) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等

(二) 知的財産権の名称、内容及びその関連情報

(三) 知的財産権許諾の行使状況

(四) 知的財産権の権利者が知的財産権を合法的に行使する貨物の名称、産地、輸出入先の税関、輸出入業者、主な特徴、価格等

(五) 既知の知的財産権侵害貨物の製造業者、輸出入業者、輸出入先の税関、主な特徴、価格等

前項に規定する申請書の内容に証明書類がある場合、知的財産権の権利者は証明書類を添付しなければならない。

**第八条** 海関総署は全ての申請書類を受領した日から 30 営業日以内に届出を許可するか否かの決定を下し、かつ書面にて申請者に通知しなければならない。届出を許可しない場合は、その理由を説明しなければならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、海関総署は届出を許可しない。

(一) 申請書類が完全ではない場合又は無効である場合。

(二) 申請者が知的財産権の権利者ではない場合。

(三) 知的財産権が法律、行政法規による保護を受けなくなった場合。

**第九条** 税関は知的財産権の権利者が知的財産権の届出申請において関連状況又は書類を如実に提出していないことを発見した場合、海関総署はその届出を取り消すことができる。

**第十条** 税関による知的財産権保護の届出は、海関総署が届出を許可した日から発効し、有効期間は 10 年とする。

知的財産権が有効である場合、知的財産権の権利者は税関による知的財産権保護の届出の有効期間の満了日前 6 ヶ月以内に、海関総署に更新届出を申請することができる。毎回の更新届出の有効期間は 10 年とする。

税関による知的財産権保護の届出の有効期間が満了しても更新を申請しなかった場合、又は知的財産権が法律、行政法規による保護を受けなくなった場合には、税関による知的財産権保護の届出は直ちに失効する。

**第十一条** 知的財産権の届出状況に変更が生じた場合、知的財産権の権利者は変更が生じた日から 30 営業日以内に、海関総署に届出変更又は抹消手続を行わなければならない。

知的財産権の権利者が前項の規定に従って変更又は抹消の手続を行わず、他人の合法的な輸出入又は税関の法による監督管理職責の履行に深刻な影響を与えた場合、海関総署は関連

利害関係者の申立に基づいて関連届出を取り消すこともできれば、自発的に関連届出を取り消すこともできる。

### 第三章 侵害被疑貨物の差押の申立及びその処理

**第十二条** 知的財産権の権利者は、侵害被疑貨物が輸出入されようとしていることを発見した場合、貨物の輸出入先の税関に侵害被疑貨物の差押を申し立てることができる。

**第十三条** 知的財産権の権利者は、税関に侵害被疑貨物の差押を請求する場合、申立書及び関連証明書類を提出するとともに、侵害事実が明らかに存在することを証明するのに十分な証拠を提供しなければならない。

申立書には次の各号に掲げる主な内容を含まなければならない。

- (一) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等
- (二) 知的財産権の名称、内容及びその関連情報
- (三) 侵害被疑貨物の荷受人と荷送人の名称
- (四) 侵害被疑貨物の名称、規格等
- (五) 侵害被疑貨物が輸出入され得る貿易港、時間、輸送手段等

侵害被疑貨物が届出された知的財産権を侵害する疑いがある場合、申立書には更に税関の届出番号を記載しなければならない。

**第十四条** 知的財産権の権利者は、税関に侵害被疑貨物の差押を請求する場合においては、不当な申立により荷受人、荷送人が受けた損失を賠償し、貨物が税関によって差し押さえられた後の貯蔵、保管及び処分等の費用を支払うために、税関に対して貨物の価額を上回らない担保を提供しなければならない。知的財産権の権利者が貯蔵、保管費用を倉庫業者に直接支払う場合は、担保から控除する。具体的な規則は、海関総署が制定する。

**第十五条** 知的財産権の権利者が侵害被疑貨物の差押を申し立てるにあたって、本条例第十三条の規定に合致し、かつ本条例第十四条の規定に従って担保を提供した場合、税関は侵害被疑貨物を差し押さえ、書面にて知的財産権の権利者に通知するとともに、税関差押証書を荷受人又は荷送人に送達しなければならない。

知的財産権の権利者が侵害被疑貨物の差押を申し立てるにあたって、本条例第十三条の規定に合致しない、又は本条例第十四条の規定に従って担保を提供しなかった場合、税関は申立を却下するとともに、書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。

**第十六条** 税関は、輸出入貨物が届出された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見した場合、直ちに書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。知的財産権の権利者が通知の送達日から3営業日以内に本条例第十三条の規定に従って申し立て、かつ本条例第十四条の規定に従って担保を提供した場合、税関は侵害被疑貨物を差し押さえ、書面にて知的財産権の権利者に通知するとともに、税関差押証書を荷受人又は荷送人に送達しなければならない。知的財産権の権利者が期限を過ぎても申し立てなかった又は担保を提供しなかった場合、税関は貨物を差し押さえてはならない。

**第十七条** 税関の同意を得て、知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人は、関連貨物を確認することができる。

**第十八条** 荷受人又は荷送人は、その貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないと認める場合、書面による説明を税関に提出するとともに関連証拠を添付しなければならない。

**第十九条** 専利権侵害被疑貨物の荷受人又は荷送人は、その輸出入貨物が専利権を侵害していないと認める場合、税関に貨物の価額に相当する担保金を提供した後、税関にその貨物の通過を請求することができる。知的財産権の権利者が合理的な期限内に人民法院に訴訟を提起しなかった場合、税関は担保金を払い戻さなければならない。

**第二十条** 税関は、輸出入貨物が届出された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見した場合であって、知的財産権の権利者に通知した後、知的財産権の権利者が税関に侵害被疑貨物の差押を請求したときは、税関は差し押さえた日から30営業日以内に差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権を侵害しているか否かを調査・認定しなければならない。認定できない場合は、直ちに書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。

**第二十一条** 税関が差し押さえられた侵害被疑貨物の調査において知的財産権主管部門に協力を要請した場合、関係する知的財産権主管部門はこれに協力しなければならない。

知的財産権主管部門が輸出入貨物に関わる侵害事件の処理において税関に協力を要請した場合、税関はこれに協力しなければならない。

**第二十二条** 税関が差し押さえられた侵害被疑貨物及び関連状況を調査する場合、知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人はこれに協力しなければならない。

**第二十三条** 知的財産権の権利者は、税関に対し保護措置を講じるよう申し立てた後において、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国専利法」又は

その他の関連法律の規定に従い、差し押さえられた侵害被疑貨物について人民法院に侵害行為差止命令又は財産保全の措置を講じるよう申し立てることができる。

税関は、人民法院による侵害行為差止命令又は財産保全に関する執行協力通知を受け取った場合、これに協力しなければならない。

**第二十四条** 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、税関は差し押さえられた侵害被疑貨物を通過させなければならない。

(一) 税関が本条例第十五条の規定に従って侵害被疑貨物を差し押さえた場合であって、差し押さえた日から 20 営業日以内に人民法院から執行協力通知を受け取らなかったとき。

(二) 税関が本条例第十六条の規定に従って侵害被疑貨物を差し押さえた場合であって、差し押さえた日から 50 営業日以内に人民法院から執行協力通知を受け取っておらず、かつ調査を経ても差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権を侵害していると認定できなかったとき。

(三) 専利権侵害被疑貨物の荷受人又は荷送人が税関に貨物の価額に相当する担保金を提供した後、税関にその貨物の通過を請求した場合。

(四) 荷受人又は荷送人が、その貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないことを証明するのに十分な証拠を有すると税関が認めた場合。

(五) 税関が差し押さえられた侵害被疑貨物を侵害貨物として認定する前に、知的財産権の権利者が侵害被疑貨物の差押申立を取り下げた場合。

**第二十五条** 税関が本条例の規定に従って侵害被疑貨物を差し押さえた場合、知的財産権の権利者は、貯蔵、保管及び処分等の関連費用を支払わなければならない。知的財産権の権利者が関連費用を支払わなかった場合、税関はその税関に提供された担保金から控除するか、又は担保人に関連担保責任の履行を要求することができる。

侵害被疑貨物が知的財産権を侵害していると認定された場合、知的財産権の権利者はその支払った貯蔵、保管及び処分等の関連費用を、その侵害行為を制止するために支払った合理的な支出に計上することができる。

**第二十六条** 税関は知的財産権保護の実施において犯罪被疑事件を発見した場合、事件を法により公安機関に移送して処理させなければならない。

#### 第四章 法的責任

**第二十七条** 税関の調査を経て、差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権を侵害していると認定された場合は、税関がこれを没収する。

税関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。

没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができる場合、税関はこれを関連公益機構に渡して社会公益事業に用いなければならない。知的財産権の権利者に購入意思がある場合、税関はこれを知的財産権の権利者に有償で譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができず、かつ、知的財産権の権利者に購入意思がない場合、税関は侵害特徴を除去した後に、法により競売に付することができる。但し、商標を詐称した輸入貨物については、特殊な場合を除き、貨物にある商標標識を除去するだけでは、商業ルートへの導入を認めてはならない。侵害特徴が除去できない場合、税関はこれを廃棄しなければならない。

**第二十八条** 税関が知的財産権保護の届出及び知的財産権保護措置を講じる旨の申立を受理した後、知的財産権の権利者が確実な状況を提供しなかったことにより侵害貨物を発見できなかった、速やかに保護措置を講じることができなかった、又は講じた保護措置が十分ではなかった場合、知的財産権の権利者は自ら責任を負う。

知的財産権の権利者が税関に侵害被疑貨物の差押を申し立てた後、税関が差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していると認定できなかった、又は人民法院は差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないと判定した場合、知的財産権の権利者は、法により賠償責任を負わなければならない。

**第二十九条** 知的財産権侵害貨物を輸入又は輸出して、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

**第三十条** 税関の職員が知的財産権保護の実施において職務を怠ったり、職権を濫用したり、私情で法を歪め不正を働いたりして、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

## 第五章 付則

**第三十一条** 個人持ち込み又は郵送で出入国した物品が、自己使用の合理的な数量を超え、かつ本条例第二条に規定する知的財産権を侵害した場合は、侵害貨物とみなして処理する。

**第三十二条** 本条例は2004年3月1日より施行される。1995年7月5日付けで国务院が公布した「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」は同時に廃止される。

出所：国务院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成  
[http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content\\_5468830.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5468830.htm)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。